

役員給与規程の改正について

独立行政法人

年金・健康保険福祉施設整理機構

1. 役員給与規程の改正内容

人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額及び期末・勤勉手当に関する改正）が行われたことに伴い、当機構においてもこれに準じた役員給与規程の改正を行った。

改正点は、以下のとおり。

（改正点）

- （1）法人役員の俸給月額について、約0.3%の引下げ（平成21年4月に遡って減額）
- （2）平成21年12月以降に支給する法人役員の特別手当について、特別手当の基礎となる額を求める際に乗ずる割合を、国の指定職俸給表の適用を受ける職員と同等の割合とする

役員	特別手当	（6月）：100分の160	→	100分の145
				（100分の15引下げ 措置済み）
		（12月）：100分の170	→	100分の165
				（100分の5引下げ 今回措置）

2. 改正の実施時期

平成21年12月1日施行

※ なお、改正後の役員給与規程に基づき支給された21年12月期の特別手当について、役員より一部を自主返納する旨の申出があり、この申出に基づき、一部自主返納が行われたところである。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程 新旧対照表

改正後	現行
<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程 改正 平成21年11月30日 21規程第9号</p> <p>第8条 1 略 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解任された役員にあっては、退職し、又は解任された日現在）において当該役員の受けるべき俸給の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、特別手当の額は、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。 3～4 略</p> <p>附 則（平成21年5月29日 21規程第7号） （施行期日） 第1条 この規程は、平成21年5月29日から施行する。 （特別手当の特例） 第2条 平成21年6月に支給する特別手当に関する第8条の適用については、同条第2項中、「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。</p> <p>附 則（平成21年11月30日 21規程第9号） （施行期日） 第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。</p>	<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程</p> <p>第8条 1 略 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解任された役員にあっては、退職し、又は解任された日現在）において当該役員の受けるべき俸給の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、特別手当の額は、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。 3～4 略</p> <p>附 則（平成21年5月29日 21規程第7号） （施行期日） 第1条 この規程は、平成21年5月29日から施行する。 （特別手当の特例） 第2条 平成21年6月に支給する特別手当に関する第8条の適用については、同条第2項中、「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。</p>

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程 新旧対照表

改正後	現行
<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程 改正 平成22年2月16日 21規程第12号</p> <p>第4条 役員の手給の月額は、次のとおりとする。 理事長 1, 268, 000円</p> <p>附 則 (平成22年2月16日 21規程第12号) (施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。 (平成21年12月に支給する特別手当に関する特例措置)</p> <p>第2条 平成21年12月に支給する特別手当の額は、改正後の役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項により算定される特別手当の額 (以下この項において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。</p> <p>一 平成21年4月1日において役員が受けるべき手給の月額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額</p> <p>二 平成21年6月に支給された特別手当に100分の0.24を乗じて得た額 (端数計算)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程</p> <p>第4条 役員の手給の月額は、次のとおりとする。 理事長 1, 272, 000円</p>